

安全宣言活動 実施方針

1. 安全宣言の基本的な考え方

- (1) 原則として、建設企業トップ(他県に本社がある企業では支店長、支社長等)の方が、当該企業等を代表し宣言を行っていただきます。
- (2) 安全宣言は建設現場にも掲示していただくものであり、なるべく簡潔な内容が効果的であることから、文字数等については100字以内でお願いします。
宣言内容に関しては、例えば、労働災害を絶対に発生させない点についての会社としての強い決意表明、労働災害防止に向け会社として取り組む具体的な対策等が考えられます。

2. 安全宣言の情報発信

- (1) 各建設企業の安全宣言については、建設災害防止協会宮城県支部(建災防宮城県支部)のホームページに掲載することにより、対外的な情報発信を行います。
 - ア 安全宣言は、宮城労働局労働基準部健康安全課でとりまとめを行います。各建設企業は、安全宣言について、別紙1の用紙により、健康安全課あてにファックスでの御報告をお願いします。
 - イ 安全宣言は、健康安全課を経由して建災防宮城県支部に送付されます。建災防宮城県支部では、毎月1回、ホームページの更新を行い、安全宣言の内容を対外的に紹介します。
- (2) 宮城労働局等のホームページでも、建災防宮城県支部のホームページとのリンクを行った上で、安全宣言の内容を対外的に紹介します。

3. 建設現場への掲示

安全宣言については、建設企業が施工する建設現場、作業を行う建設現場へ、(元請・請負を問わず)掲示を行います(別紙2の掲示用紙などを、活用してください)。

4. その他

宮城労働局や労働基準監督署・公共工事発注機関では、パトロール・各種会合などの機会をとらえ、運動期間中の安全宣言の実施について、働きかけを行います。

【安全宣言の例】

宮城県の復興のためには、工事を行う建設作業者の安全・健康が欠かせない。特に墜落・転落防止対策、建設機械の対策を、日々、確実にいき、ゼロ災を全うすることを宣言します。

安全な足場の使用・防網の設置、安全带や親綱の着用の徹底など、墜落・転落対策を確実に実行し、ゼロ災とすることを宣言します。

上記は、あくまで文字数等の目安としていただくための例です。各企業等において、会社としての強い決意表明や労働災害防止に向けた取組等を盛り込んだ、独自の安全宣言を行っていただくようお願いいたします。